

# 平成28年第1回大山町総合教育会議

招集年月日 平成28年7月21日(木) 午前10時

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席者 (大山町) 町長: 森田 増範

(教育委員) 委員長: 伊澤 百子 委員長職務代理: 湊谷 紀子

委員: 金田 吉人 委員: 林原 浩子

教育長: 山根 浩

## 日 程

1. 開会宣言 ( 時 分)

2. あいさつ  
(町長)

(委員長)

3. 議事日程

日程第1 協 議 子どもとメディアの問題について

4. その他

5. 閉会宣言 ( 時 分)

# ケータイ・インターネットの危険性 に関する県教育長メッセージ

## 児童・生徒のみなさんへ

携帯電話は学校生活に必要ありません

携帯依存に陥らないようにしよう  
いぞん おちい

携帯電話より、読書やスポーツで、自分を磨こう

(学校では)

- 学校への携帯電話の持ち込みは禁止です。(小中学校)
- 学校で定めたルール以外での携帯電話の使用は禁止です。(県立高校)
- 情報モラルを学習しよう。

(家庭や地域では)

- 携帯電話を使ってよい時間帯や場所を決める。
- 知らない人からのメールには返信しない。
- 持ち込み禁止などの学校の規則を守る。
- 自分はもちろん、他人の個人情報も書き込まない。
- 違法・有害情報へはアクセスしない。
- トラブルが起きたら、すぐに大人に相談する。



## 保護者のみなさんへ

携帯電話は学校生活に必要ありません

責任を持って、学校・家庭のルールを守らせましょう

携帯電話を持たせないという選択も親の愛情です



### ケータイ・インターネットの危険性

- ・ 薬物や出会いサイトなどの有害情報へのアクセス(児童買春・誘拐等)
- ・ 掲示板等の悪質な書き込み(いじめ・いやがらせや誹謗中傷)
- ・ 携帯への依存(心と身体の健康を損なう)
- ・ 架空請求や不当請求メール(個人情報の流出と詐欺)
- ・ 悪質なチェーンメールや迷惑な広告メール(アダルトサイトの広告等)

# 今すぐ始めよう!! ペアレンタルコントロール

～インターネットを安全に利用するために～



鳥取県青少年健全育成条例が改正されました。

## 主な改正内容

- ◆保護者の方々へ、インターネットの利用について、青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロール等の措置を行うよう努力義務を追加しました。
- ◆販売事業者の方々へ、インターネットが利用出来る機器を販売する際にはペアレンタルコントロール等の説明と書面の交付の義務を追加しました。

平成26年10月1日から施行されました

## 保護者は、ペアレンタルコントロール等で青少年のインターネット利用の管理を適切に行いましょう！！

最近のゲーム機や音楽プレーヤーは、Wi-Fi通信を使ってインターネットに接続することが可能な製品が多くなっています。

青少年が安全に安心してインターネットを利用するためには、保護者自らがインターネットに関する知識や技術等の習得に努めることが大切です。青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力に応じ、ペアレンタルコントロールを適切に行いましょう。



### ペアレンタルコントロール

(青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置)

- ①インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、インターネットの利用状況を把握すること。
- ②保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
- ③青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧や視聴を防止すること。
- ④そのほか、青少年のインターネットの利用を制御することができる措置。



子どもが安心して安全にインターネットを使うため、  
家庭のルールを子どもと一緒に作りましょう！

### ★子どもたちがこんな使い方をしていませんか？

- ◆保護者の目の届かない場所(コンビニや公共施設など)での無線LAN回線の利用
- ◆歩きスマホやながら操作(大怪我をしたり怪我をおわせたりする事故に繋がります。)
- ◆保護者のスマートフォンを使って、保護者のクレジットカードでオンラインゲームのアイテムを購入。(少額でないアイテムもあり高額請求される場合があります。)



## ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォン、携帯電話を持たせる前には「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策が必要です！！

### ① 電話回線のフィルタリング（スマートフォン、携帯電話など）

電話回線（3G、4G、LTE）からのインターネット接続に対するフィルタリングが購入時に設定されているか確認してください。

※フィルタリング…違法・有害情報（犯罪、アダルト、薬物販売などのサイト）の閲覧を防ぐサービス

※フィルタリングの設定や安易な解除の禁止が、法律や条例で定められています。



### ② Wi-Fi回線のフィルタリング（ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど）

ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンは、無線 LAN 回線（Wi-Fi など）からインターネットに接続することができます。その場合は①のフィルタリングが適用されない場合があります。必ず無線 LAN 回線（Wi-Fi など）に有効なフィルタリングが必要です。

※機種ごとの設定方法は、このチラシの裏面にある QR コードでご確認ください。（専用の有料ソフトもあります。）

### ③ アプリケーションへの対策（ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど）

ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンは、様々なアプリケーション（アプリ）をダウンロードすることができます。有害なアプリや青少年にふさわしくないアプリのダウンロードを防いだり、起動制限するアプリ用の対策が必要です。

### ④ ウィルス対策ソフト（ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンなど）

ゲーム機、音楽プレーヤー、スマートフォンは、パソコン同様コンピューターウイルスに感染する危険性があります。最新のウイルス対策ソフトの導入が必要です。



## 「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょう。

### 危険なサイトに 行かないようにする 「フィルタリング」



- ・ 個人情報を盗むなりすましサイト
- ・ 架空請求などを目的とするサイト
- ・ 犯罪やトラブルを誘発する交流サイト
- ・ ウィルスファイルをまき散らすサイト

- ・ 健全な運営状態にあるサイト
- ・ 許可リストにあるサイト
- ・ その他、安心な一般サイト



守ります  
フィルタリング

許可



守ります  
ウイルス対策

許可

### 危険なものの侵入を防ぐ 「ウイルス対策」



- ・ ウィルスなどの不正プログラム（不正アプリを含む）
- ・ ウィルスなどが仕込まれたメール
- ・ アドレス帳など、個人情報へのアクセス

- ・ 一般的なメールやメルマガ
- ・ 友人や知人からのメッセージ
- ・ 信頼できるアプリ など



ゲーム機や音楽プレーヤーは、通話機能がないスマートフォン。子どもたちは保護者が知らないうちに、インターネットの世界へ入り込んでいます。

★ゲーム機にはペアレンタルコントロール機能があり、次の内容について使用制限を設定することができます。

- ゲームソフトの使用制限（年齢制限…レーティング）
- インターネットの閲覧制限
- クレジットカードの利用制限
- コミュニケーション制限（見知らぬ人との出会いを防ぐ）等が可能

## インターネットに潜む危険性を知っておきましょう！

青少年にとって、携帯電話やスマートフォンは、インターネットを利用する上で便利なものです。加えて最近では、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーでもインターネットに接続が可能となっています。インターネットは、大変便利なものですが利用の仕方によっては、次のような危険性があります。

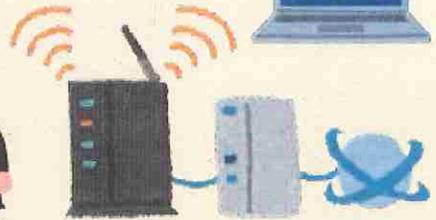
### 個人情報の流出

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)やブログなどに個人情報を載せると悪用される可能性があります。

写真など一度インターネットに流れた情報は拡散し取りもどすことは不可能です。



私は16歳の高校生です...



### ケータイ・スマホ依存

ひどい場合には昼夜逆転して、健康を害したり、学校に行けないこともあります。

このような状態は「ケータイ・スマホ依存症」や「ケータイ・スマホ中毒」です。

ケータイ・スマホに振り回されてしまっは、自分の大切な時間もったいないよ。



### ワンクリック詐欺

有害サイトから架空請求や詐欺に巻き込まれることがあります。

相手にメールや電話で連絡をとることは危険です。支払う必要はないので無視しましょう。



### なりすましによる被害

インターネットでのやり取りは顔が見えません。性的な目的で、子どもや同年代の女子(男子)になりすまして近づく大人がいます。

ゲーム機からでも犯罪被害に遭うおそれがあります。



### 中傷・悪口

SNSやブログへの何気ない書き込みが人を傷つけたり、乱闘などの事件につながる場合があります。

誰が書いたか分からないだろう...×  
実は書いた人は特定できるんです。



### 動画・画像の投稿

面白半分や何気ない動画・画像の投稿が、色々な人に迷惑をかけたり、騒動に発展することがあります。

どんな影響があるか投稿する前に考えましょう。



### メールでのトラブル

メールは短い文章が多いため、誤解を生じやすく、友達関係がこわれたり、いじめに発展するケースもあります。

メールに頼らず、直接会って話をしましょう！



◎この条例に関するお問い合わせは…

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局  
青少年・家庭課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

電話 0857-26-7076

ファクシミリ 0857-26-7863

電子メール seishounen-katei@pref.tottori.jp

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/seishounen-katei/>



※この条例で青少年とは18歳未満の人(婚姻者は除く)のことです。

平成 27 年 10 月 15 日

各小・中学校 PTA 会長 様  
各小・中学校校 長 様

鳥取県 PTA 協議会  
会長 山代 豊  
(公印省略)

「メディア<sup>ニジュウイチ</sup>21:00」運動について

日ごとに秋らしくなって参りましたが、会員の皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また日頃より鳥取県 PTA 協議会の活動に関しまして、多大なるご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、近年のメディアの進歩は著しく、私たちの生活の中でケータイ（スマホ）やインターネットは欠かすことのできないものになってきています。子どもたちも幼い頃からその恩恵を受けていますが、それと同時に生活リズムを崩したり危険に巻き込まれることもあります。子どもたちを取り巻くメディアの環境や、私たち保護者が取るべき対応などについては各 PTA でも研修会が開かれていると思います。しかし私たち保護者がいくら研修を積んでも、知識を蓄えても日進月歩の環境の変化を絶えず知ることは困難です。

では私たち保護者はいったいどうすればよいのでしょうか？当協議会でもこれまで、この問題には多くの時間を費やし議論を重ねてきました。その結果、ケータイ（スマホ）・ネットの問題の着地点はケータイ（スマホ）・ネットにあるのではなく、結局心の問題であるとの認識に至りました。そして当協議会として出来ることを少しずつでも実践していこうと考え「メディア 21:00」運動を始めることとしました。ケータイ（スマホ）・ネットの危険から子どもたちを守るためには、普段の言葉かけが重要です。子どもたちとよく話し合いそれぞれのご家庭で「我が家のルール」を作っていただきたいと思います。また LINE（ライン）をはじめとした SNS の進歩により子どもたちの「友達」関係は校区を超えてより広域になってきています。各ご家庭や各学校でルールを定めても不十分なことも考えられます。

そこで、鳥取県の子どもたちには 21 時以降は LINE（ライン）やメール、友だちを巻き込むようなゲームを止めて、相手の時間を尊重しようという運動を私たち保護者が行うことを提案致します。但し、この運動は決してケータイ（スマホ）の保持を推奨するものではありません。

子どもたちに対するメディアリテラシー教育も教育現場では徐々に進められつつあります。将来的には子どもたちが自律的にルール作りを行えるようになるのが望ましいと思いますが、私たち保護者が出来ることも一つずつ積み重ねていきたいものです。

是非この運動の趣旨をご理解いただき、全県下で展開していただけますようご協力をお願い致します。

## 鳥取県PTA協議会

ニジュウイチ

# 「メディア21:00」運動が はじまりました!

21時以降は、友だちを巻き込むようなLINE（ライン）やメール、ゲームを止めて相手の時間を尊重しようという運動です。



### 「我が家のルール」

ケータイやスマホを持たせない選択肢を含め、ネットやゲームのルールを子どもと話し合い、家族みんなで作りましょう!

**〔ご注意!〕**

**音楽プレーヤー、  
ゲーム機、スマホは、  
ネットに繋がります!**

※ケータイやスマホ等の保持を推奨するものではありません。

